

山形県司法書士会財産管理人候補者名簿取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県司法書士会（以下、「**本会**」という。）が、山形家庭裁判所、国、県、市町村等に財産管理人候補者を推薦するための名簿（以下「**候補者名簿**」という。）の調製、及び候補者名簿への山形県司法書士会会員（以下、「**会員**」という。）の登載、削除に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領において「**財産管理業務**」とは、会員が官公署の委嘱により、相続財産管理人、不在者財産管理人に就き、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務をいう。

2 この要領において「**財産管理人**」とは、前項の財産管理業務を行う者をいう。

(財産管理人候補者名簿の備え付け)

第3条 本会は、候補者名簿を備え付け、当該名簿への登載は、会員からの登載申請を受けて行う。

(候補者名簿登載の欠格事由)

第4条 本会は、次の事由のいずれかに該当する者については、候補者名簿への登載を拒否し、又は登載されている者については、候補者名簿から削除しなければならない。

- (1) 会員でない者
- (2) 前年度において、山形県司法書士会会員研修規則第6条の義務を履行していない会員
- (3) 司法書士法第47条2号、3号の処分を受け、その処分が終了していない会員

(候補者名簿の登載事項)

第5条 本会が備え付ける候補者名簿の登載事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属支部名
- (2) 登録番号
- (3) 氏名又は職務上の氏名
- (4) 事務所所在地
- (5) 電話番号
- (6) F A X 番号

(候補者名簿の削除)

第6条 本会は、候補者名簿に登載された会員から削除の申出があったときは、当該会員を候補者名簿から削除する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。